

公告

公募型プロポーザルに係る手続き開始について

越前市新斎場整備事業の建築基本設計業務について、委託業者を選定するため公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和6年9月20日

越前市長 山田 賢一

1 実施の目的

市が新斎場整備事業の建築基本設計を実施するにあたり、市の方針「コンパクトで、効率的で、クリーンな施設」にあった斎場を建築するため、当該設計業務の履行に最も適した候補者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）で選定する。

2 業務の概要

- (1) 業務名 越前市新斎場整備事業の建築基本設計業務
- (2) 業務場所 越前市春日野町第105号11番地 別紙「平面図」参照
- (3) 業務内容 別添 越前市新斎場整備事業の建築基本設計業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）のとおりに

ア 建築基本設計業務

敷地面積 約7,190㎡ 別紙「平面図」参照

延べ床面積 950㎡以下

イ 既存斎場解体設計業務

鉄筋コンクリート造＋一部鉄骨造

延べ床面積 735.30㎡

ウ その他

地質調査業務は、別途発注

(4) 新斎場整備事業スケジュール

- ア 建築基本設計業者の選定 令和6年9月20日～令和6年11月下旬
- イ 建築基本設計業務委託 令和6年12月～令和7年5月30日
- ウ 建築実施設計業務委託 令和7年6月～令和8年3月（予定）

- | | |
|------------|---------------------|
| エ 新斎場建設工事 | 令和8年12月～令和10年9月（予定） |
| オ 新斎場の供用開始 | 令和11年3月（予定） |
- (5) 業務期間 契約締結日の翌日から令和7年5月30日(金)まで
- (6) 業務契約上限金額 18,488,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (7) 前払金 無
- (8) 支払条件 業務完了後1回払い ※ただし、令和6年度中の支払は行わない。
- (9) 実施要領等の配布 越前市ホームページからダウンロードすること。
- ※既存斎場の図面に関しては、平成の改修当時のPDFを提供する。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす2者で構成する設計共同体（以下「JV」という。）とする。

- (1) 令和6年度越前市指名競争入札参加資格を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 公告日から契約締結までの期間において、福井県及び越前市において指名停止を受けている期間中ではない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立、その他類似の倒産手続きを開始していない者
- (5) JVの構成員のうち1者は、越前市内に主たる営業所を有する者。
- (6) JVの構成員のうち代表者となる者は、建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する建築士事務所をいう。以下同じ。）又は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく協同組合であり、次の要件を全て満たす者であること。

ア 設計企業体への出資比率が50%以上であること。

イ 平成26年4月1日以降に、元請（JVの場合は、当該JVの代表者に限る。）として、新築の火葬場（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条に基づいて経営許可を得た火葬場をいう。以下同じ。）で、基本設計及び実施設計の履行実績を有すること。（構造、設備のみの実績は不可。同所での建替えは、新築とする。大規模改修、諸室の増築等は実績には含まない。）。

- (7) JVの構成員のうち（6）以外の者は、次の要件を全て満たす者であること。

ア 建築士事務所であること。

イ 法第2条第2項に規定する一級建築士で、一級建築士取得後5年以上の設計の実務経

験がある技術者を配置すること。

(8) J Vの代表者及びJ Vの構成員は、本プロポーザルに参加する他の設計共同体企業の構成員ではないこと。

(9) J Vの代表者は、建築設計業務の技術上の管理を行う管理技術者及び管理技術者の下で各担当業務分野（建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備）における担当技術者を統括する役割を担う主任技術者（建築（意匠）担当）を配置するものとし、次に掲げる資格等を満たすものとする。なお、管理技術者と主任技術者は兼ねることはできないものとする。

ア 管理技術者

法第2条第2項に規定する一級建築士で、一級建築士取得後5年以上の設計の実務経験があること。

イ 主任技術者（建築（意匠）担当）

法第2条第2項に規定する一級建築士で、一級建築士取得後5年以上の設計の実務経験があること。

4 現地見学会の日程等

- (1) 開催日時 令和6年10月上旬、見学時間は調整の上、通知する。
- (2) 開催場所 越前市春日野町第105号11番地 越前市斎場
- (3) 申込期限 令和6年9月30日（月）午後5時（必着）
- (4) 申込方法 別添の参加申込書【様式第8号】により、電子メールで提出すること。

メールアドレス：simin@city.echizen.lg.jp

※電子メール送信後、必ず電話による受信確認を行うこと。

※現地見学会への参加は任意であり、プロポーザル参加の条件ではない。住民の利用があるため、見学指定日以外での見学はできない。

5 参加資格の質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和6年10月8日（火）午後5時（必着）
- (2) 提出方法 別添の質問書【様式第7号】により、電子メールで提出すること。

メールアドレス：simin@city.echizen.lg.jp

※電子メール送信後、必ず電話による受信確認を行うこと。なお、上記以外の方法で提出された質問に対しては、回答しない。

- (3) 回答期限 令和6年10月10日（木）
- (4) 回答方法 電子メール及び越前市ホームページで順次回答する。

6 参加表明書の作成要領

(1) 参加表明に必要な書類と提出部数（１部）

ア 参加表明書【様式第１号】

イ 代表者の会社概要書、共同企業体協定書、委任状【様式第２号】

ウ 代表者の業務実績調書【様式第３号】

※平成２６年４月１日以降、新築の火葬場で基本設計及び実施設計の履行実績についての的確に判断できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

エ 業務の実施体制【様式第４号】

オ 代表者の配置予定技術者調書【様式第５－１号、様式第５－２号】

※資格証明証（一級建築士）の写しを添付すること。

※平成２６年４月１日以降、新築の火葬場設計で基本設計又は実施設計の経験がある場合、的確に判断できる書類（契約書の写し等）を添付すること（参加資格要件ではない）。

カ 構成員の配置予定技術者調書【様式第５－３号】

※資格証明証（一級建築士）の写しを添付すること。

※平成２６年４月１日以降、新築の火葬場設計で、基本設計又は実施設計の経験がある場合、的確に判断できる書類（契約書の写し等）を添付すること（参加資格要件ではない）。

(2) 参加表明書の提出

ア 提出期限 令和６年１０月１５日（火）午後５時（必着）

イ 提出場所 越前市 市民福祉部 窓口サービス課

ウ 提出方法 持参又は、郵送（書留郵便に限る。）

※持参して提出する場合は、土日祝日を除く日の午前８時３０分から午後５時までとする。

※郵送する場合は、郵送後に必ず電話にて担当課に連絡を行うこと。

(3) 参加資格確認結果通知書（第１次審査結果）の発送

ア 通知日 令和６年１０月１８日（金）

参加表明書等の提出により、参加資格を有することを確認できた者に対し、第２次審査の日時・会場及び技術提案書に用いる整理符号を記載した参加資格確認結果通知をメール及び書面で通知する。また、参加資格を有しない者に対しては、その理由を付して通知す

る。

7 特記仕様書等の質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和6年11月6日(水)午後5時(必着)

(2) 提出方法 別添の質問書【様式第7号】により、電子メールで提出すること。

メールアドレス:simin@city.echizen.lg.jp

※電子メール送信後、必ず電話による受信確認を行うこと。なお、上記以外の方法で提出された質問に対しては、回答しない。

※他参加者の状況等プロポーザル実施に必要ないと判断される質問は受付しない。

(3) 回答期限 令和6年11月11日(月)

(4) 回答方法 電子メール及び越前市ホームページで順次回答する。

8 技術提案書等の作成要領

(1) 書式及び提出部数について

ア 指定様式があるものはそれを使用し、その他は任意の様式とする。提出書類の文字は、図表中の記載を除き、横書き、10.5ポイント以上を基本とすること。カラー仕上げは自由とする。

イ 使用する言語及び通貨は、日本語、日本円、日本の標準時を用い、単位は、計量法(平成4年法律第51号)の規定による計量単位に限る。

ウ 各ページ右下余白に一括通し番号のページ番号(ゴシック体10.5ポイント)を入れ、片面印刷とし、項目ごとにインデックスをつけること。指定様式にページ数の指定がある場合は、そのページ数以内とする。

エ 課題に対する技術提案書【任意様式】には、会社名は記載しないこと。

オ 文献を引用した場合は、出典元(名称、ページ等)を明示すること。

カ 技術提案は、課題に対する技術提案書【任意様式】の中で表現するものとし、A4縦ファイルの左綴じとする。背表紙には「越前市新斎場整備事業の建築基本設計技術提案書」の表題と、整理符号を記載すること。

キ 提出部数については、印刷物10部とし、提出書類を記録した電子メディア(CD-R又はDVD)を1媒体提出すること。

(2) 技術提案に必要な提出書類

- ア 技術提案書（表紙）【様式第 6 号】
- イ 課題に対する技術提案書【任意様式】A 3 版
- ウ 再委託調書【様式第 9 号】※再委託する場合
- エ 工程表【任意様式】A 3 版
- オ 参考見積書【任意様式】A 4 版
- カ プレゼンテーション出席者報告書【様式第 10 号】

※ 技術提案書等は、特記仕様書、設計と条件に基づいて作成すること。

※ 技術提案書には、イメージ図を添付すること。また、概算工事費を含むこと。

※ 参考見積書に記載する金額は契約金額ではなく、プロポーザルにより受託候補者を選定するための技術提案書の一部であることに注意すること。

※ 技術提案書は、次の(3)技術提案書の課題ア～オについて課題毎にA 3 横書 2 枚までにまとめること。

(3) 技術提案書

技術提案書には、次の課題について記載すること。

- ア 敷地計画、平面計画に対する考えについて
- イ 建設費の削減と施設の長寿命化に対する考えについて
- ウ 設計における環境負荷の低減に配慮した対応について
- エ 現斎場の通常稼働時における工事施工方法に関する提案について
- オ 利用者にやさしく落ち着きとやすらぎを醸し出す空間について

(4) 技術提案書の提出

ア 提出期限 令和 6 年 11 月 15 日（金）午後 5 時（必着）

イ 提出場所 越前市 市民福祉部 窓口サービス課

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※持参して提出する場合は、土日祝日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

※郵送する場合は、郵送後に必ず電話にて担当課に連絡を行うこと。

9 火葬炉設備業者との連携

本プロポーザル公告に先立ち、市は火葬炉設備業者「株式会社宮本工業所」を選定している。受託者となった場合は、同社と密に連絡をとり、設計業務を進めるものとする。

なお、プロポーザル期間に火葬炉及び排ガス処理設備に関する技術的事項について確認したい場合は、特記仕様書等の質問の受付期間内に質問書をメールで事務局に提出すること。

10 著作権

提出された技術提案書の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの参加者に帰属するものとする。なお、技術提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、当該第三者の承諾を得ておくこと。第三者の著作物の使用の責は、使用した参加者にすべて帰するものとする。

11 提出書類の取扱い

市は、プロポーザルに関する事項の公表、展示、その他市が必要と認めるときに、技術提案書を複製し、無償で使用するものとする。

12 経費の負担

参加表明書等の作成費、旅費、その他設計、プロポーザルの参加に関して要した一切の経費は、参加者の負担とする。

13 受託候補者の選定方法

越前市新斎場整備事業の建築基本設計に係る業者選定公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）及びその委員がその任に当るものとする。審査は審査会において受託候補者及び次点候補者を選定する。

別添「越前市新斎場整備事業の建築基本設計に係る業者選定評価基準書」のとおり

14 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる）

(1) 日時及び場所

令和6年11月26日（火）とし、ヒアリング時間及び場所等は、改めて通知する。

(2) 方法

ア プレゼンテーションの形式は自由とする。技術提案事業者は希望する場合、電子機器を用いて行うことができる。

イ プレゼンテーションは、提出された技術提案書【任意様式】5項目について説明し、補足説明資料その他の追加資料の提出及び説明はできないものとする。

ウ プレゼンテーション当日の審査の順番は、参加表明書の到着順とする。

エ プレゼンテーションに参加できる人数は、技術提案書等の内容を熟知している者で1事業者4名以内とする。出席者の役職、氏名をプレゼンテーション出席者報告書【様式第1

0号】により、技術提案書と併せて提出期限までに提出すること。

オ プレゼンテーション当日の持ち時間は、1事業者あたり説明20分、質疑応答15分を目安とする。

カ 技術提案事業者が1事業者のみの場合でも、参加資格要件を備えている限りプレゼンテーションは実施する。

15 第2次審査結果

受託候補者及び次点候補者のみ越前市ホームページにて公表する。また、第2次審査の参加者に対し、メール及び書面で通知する。

16 技術提案書の無効（失格事項）

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア ヒアリング又は、プレゼンテーションに出席しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

(2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

17 契約の締結

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。この場合において、受託候補者として特定された者から見積書を徴収する。ただし、市が定めた予定価格の超過、及び協議により合意に至らない場合は次点候補者と協議を行うものとする。

18 契約保証金

本業務に係る契約保証金は、越前市契約規則（平成17年規則第54号）第25条及び第26条の規定に基づき取り扱うものとする。

19 その他留意事項

(1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類等は、返却しない。

- (4) 提出書類について、越前市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する。（受託候補特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報については、特定後の開示とする。）ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。

20 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期限
公告日	令和6年9月20日（金）
斎場現地見学会申込期限	令和6年9月30日（月）
斎場現地見学会	令和6年10月上旬
参加資格の質問受付締切り	令和6年10月8日（火）
参加資格の質問回答期限	令和6年10月10日（木）
参加表明書の受付締切り	令和6年10月15日（火）
第1次審査（書類審査）	令和6年10月16日（水）
第1次審査結果通知	令和6年10月18日（金）
特記仕様書等の質問受付締切り	令和6年11月6日（水）
特記仕様書等の質問回答期限	令和6年11月11日（月）
技術提案書等受付締切り	令和6年11月15日（金）
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和6年11月26日（火）
審査結果通知	令和6年11月下旬

※都合により日程を変更する場合がある。

21 担当課（提出先・問合せ先）

越前市 市民福祉部 窓口サービス課（担当：佐々木）

郵便番号 915-8530

住 所 越前市府中一丁目13番7号 越前市役所1階

電話番号 0778-22-3001

FAX番号 0778-24-5139

E-mailアドレス simin@city.echizen.lg.jp

ホームページアドレス <https://www.city.echizen.lg.jp>

越前市新斎場整備事業の建築基本設計に係る業者選定評価基準書

1 総則

本評価基準書は、審査にあたっての評価項目、配点等を定めたものである。

2 審査方法

(1) 第1次審査（書面審査）

期限までに参加表明書（様式第1号）の提出があった者について、本プロポーザル実施要領の参加資格要件をすべて満たしているか審査を行う。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

越前市新斎場整備事業の建築基本設計に係る業者選定公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、第1次審査で参加資格確認ができた者から提出を受けた技術提案書についてプレゼンテーション等を実施し、審査会各委員の合計評価点の平均（以下、「平均評価点」という。）が高いものから順位付を行い、最も高い者及び次点の者を特定する。

なお、平均評価点と同点の場合、評価項目の「技術提案書」の合計評価点の高い者を上位候補とする。

(3) 受託候補者及び次点候補者の選定

ア 第2次審査の審査会各委員の評価点を算出する。

イ 審査会は、平均評価点により参加者の順位を決定し、この平均評価点を公表する評価点とする。計算に際して小数点以下の数字が生じた場合の端数処理は、小数点以下を切り捨てとする。

ウ 各参加者の平均評価点が120点に満たない場合は、本業務の目的を達成することができないと判断し、受託候補者とししない。

エ 順位が1位の参加者を受託候補者、2位の参加者を次点候補者とする。

3 評価項目、評価基準の配点等

各審査の評価項目や評価基準、評価基準の配点については、別紙のとおりとする。

越前市新斎場整備事業の建築基本設計に係る業者選定評価基準表

評価項目	評価の視点		配点
①事務所の実績	本JVの代表者が平成26年4月1日以降に元請(JVの場合は、当該JVの代表者に限る。)として、新築の火葬場で基本設計及び実施設計の履行実績		10点
②配置技術者の技術力	管理技術者	平成26年4月1日以降、新築の火葬場設計で、基本設計又は実施設計に管理技術者又は主任技術者として携わった経験	10点
	主任技術者 [建築(意匠)]	平成26年4月1日以降、新築の火葬場設計で、基本設計又は実施設計に技術者として携わった経験	10点
③価格評価	参考見積金額	業務契約上限金額内であること	10点
技術提案書の内容			
ア 敷地計画、平面計画に対する考えについて			
・建物配置上配慮すべき点が記述され適正な内容となっている ・会葬者や車両動線上配慮すべき点が記述され適正な内容となっている ・職員が働きやすく効率的に管理運営できる構造となっている ・周囲の環境に配慮すべき点が記述され適正な内容となっている ・自然災害に配慮した計画となっている			30点
イ 建設費の削減と施設の長寿命化に対する考えについて			
・効率的で安全に配慮した建設費の削減方法が提案されその根拠が正確である ・メンテナンス性が高く維持管理がしやすい計画となっている ・災害に強い建物構造となっている ・火葬炉設備の修繕がしやすく、更新が可能な計画となっている ・改修がしやすい平面計画など将来の葬送行為の変化に対応した計画となっている			40点
ウ 設計における環境負荷の低減に配慮した対応について			
・環境負荷の低減について配慮した計画となっている ・設備の省エネ化に配慮した施設計画となっている ・有効な火葬炉の発生熱利用の方法が示されている			30点
エ 現斎場の通常稼働時における工事施工方法に関する提案について			
・工事中の会葬者車両の安全性が確保された動線計画となっている ・工事中の会葬者の安全性が確保された動線計画となっている ・会葬者の葬送行為への影響を考慮した工事工程となっている ・工期短縮のための効率的な工事工程となっている			30点
オ 利用者にやさしく落ち着きとやすらぎを醸し出す空間について			
・自然素材、自然光の積極的使用など、明るく暖かみのある計画となっている ・遺族の心を癒す空間計画となっている ・段差が少なくフラットで会葬者の移動が容易な施設計画としている ・周辺環境を活かした心安らぐ計画となっている ・故人との最後の別れにふさわしい落ち着いた別れの空間となっている			30点
合計 200点			